

## 第6 公園・広場・緑地に関する事項

### I 公園等の面積及び規模

1. 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域の面積の3%以上かつ、防災、避難活動の見地から150㎡以上の公園、緑地及び広場を設置しなければならない。

ただし、住宅（共同住宅、長屋住宅含む）にかかる区域面積が0.3ヘクタール未満の場合、又は予定建築物等の用途が住宅以外のもので、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して、特に必要がないと認められる場合はこの限りではない。

2. 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあつては、次の基準により、その利用者の有効な利用が確保されるよう内地に公園を設置しなければならない。

#### ○公園の設置基準及び規模

開発区域の面積	規 模
5 <sup>ヘクタール</sup> 以上20 <sup>ヘクタール</sup> 未満	開発区域の面積の3%以上で1箇所300㎡以上、かつ、1,000㎡以上の公園が1箇所以上
20 <sup>ヘクタール</sup> 以上	開発区域の面積の3%以上で1箇所300㎡以上、かつ、1,000㎡以上の公園が2箇所以上

### II 計画敷地

1. 公園等の敷地は、狭小不整備な未利用地、及びがけ下の土地等を含んではならない。
2. 公園等には、道路、河川その他明らかに公園以外の目的をもつ土地又は施設の構成部分とみなされる土地を含んではならず、高压電線下、その他利用に障害及び危険となる場所に設置してはならない。

### III 公園の構造基準

1. 公園又は広場の出入口はすべて公道に接して配置し、1,000㎡以上の公園にあつては、2以上の出入口を配置しなければならない。
2. 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、柵、塀又はグリーンベルトの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置を講じなければならない。
3. 公園は、広場、遊戯施設等が有効に配置できる形状及び勾配で配置し、平均勾配が15度を超えてはならない。
4. 1,000㎡以上の公園にあつては、敷地の周辺緑化を図り、20%以上の緑化面積を確保すること。また、幼児等利用年齢層に対応した施設配置とともに、仕切植栽を施すこと。

(注) 緑化面積は樹木、草花、芝等によって緑化された土地の面積をいう。ただし、樹木が独立して植栽されるなど、緑化面積を測定しがたい場合は、概ね枝葉の水平投影面積とする。

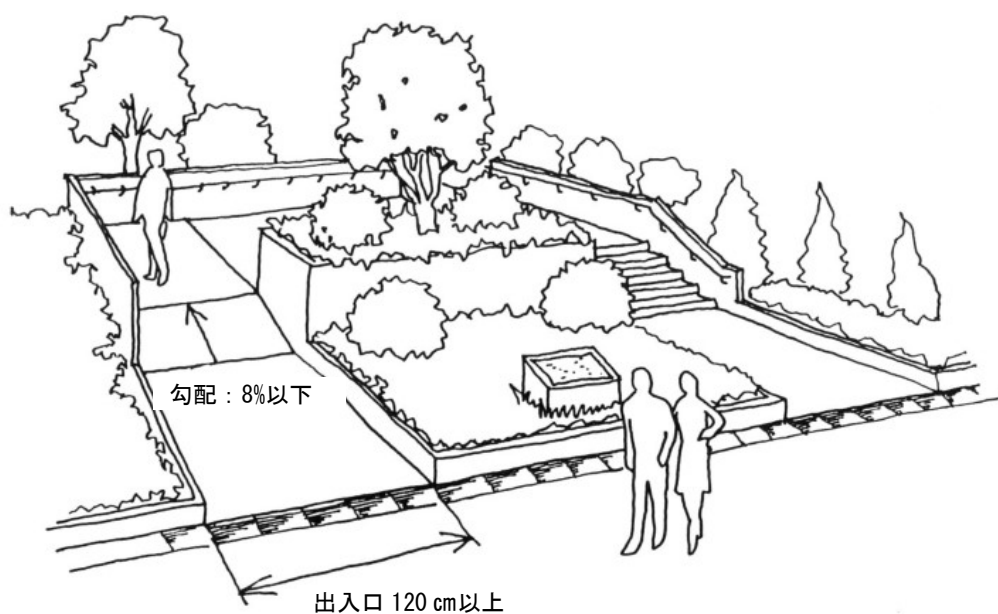
5. 公園等に階段又はスロープを設置する必要がある場合は、兵庫県福祉のまちづくり条例の設置基準等に基づき設置すること。(別図11：公園の整備例)

6. 公園等の敷地内の排水施設は、地形及び整地の状況等を勘案して、暗渠、集水枳、管渠及びU型側溝を周辺に設置し、適切な流末に接続しなければならない。
7. 公園等の敷地と隣接地との境界には、境界明示の措置を講じること。
8. 公園に設置する遊戯施設は次の例によるものとし、公園規模とその配置計画に基づき、目的に合った施設配置に努めなければならない。

《遊戯施設》・児童の遊戯に適する広場

- ・すべり台
- ・ブランコ
- ・砂場
- ・動物型遊具
- ・ベンチ
- ・照明施設（保安上必要と認められる場所）

別図 1 1 : 公園の整備例（兵庫県福祉のまちづくり条例基準より）



#### IV 緑地に関すること

1. 緑地の確保にあたっては、兵庫県「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」のガイドライン及び篠山市景観計画に準拠して、市内各地域の景観と調和した緑化措置を講じたものとする。